

居宅療養管理指導費及び介護予防居宅療養管理指導費を算定する際の
 介護支援専門員に対する居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供の要否について

居宅療養管理指導費 及び 介護予防居宅療養管理指導費	ケアマネージャー に対する 情報提供の要否
----------------------------------	-----------------------------

医師が行う場合 (月2回を限度)	居宅療養管理指導費(Ⅰ)	同一建物居住者以外	503単位	必要
		同一建物居住者	452単位	
	居宅療養管理指導費(Ⅱ)	同一建物居住者以外	292単位	
		同一建物居住者	262単位	

歯科医師が行う場合 (月2回を限度)	同一建物居住者以外	503単位	必要
	同一建物居住者	452単位	

薬剤師が行う場合	病院又は診療所の薬剤師 (月2回を限度)	同一建物居住者以外	553単位	必要
		同一建物居住者	387単位	
	薬局の薬剤師 (月4回を限度)	同一建物居住者以外	503単位	
		同一建物居住者	352単位	
※特別薬剤管理指導加算		+100単位		

管理栄養士が行う場合 (月2回を限度)	同一建物居住者以外	533単位	不要
	同一建物居住者	452単位	

歯科衛生士等が行う場合 (月4回を限度)	同一建物居住者以外	352単位	不要
	同一建物居住者	302単位	

保健師, 看護師が行う場合	同一建物居住者以外	402単位	必要
	同一建物居住者	362単位	
	※准看護師が行う場合	× 90/100	